

兵庫緊急死亡労働災害根絶運動

— 急増する死亡労働災害の根絶に向けた緊急取組 —

実施期間 令和2年11月20日(金)～令和3年1月31日(日)

兵庫労働局長が『兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言』発出！

労働災害による死者数 28人 (全国ワースト4位)

■ 建設業の死者数 11人 (前年同期10人) [全国ワースト2]

■ 建設業の墜落・転落災害による死者数 6人 [全国ワースト1]

令和2年11月12日現在

兵庫緊急死亡労働災害根絶運動実施要綱

年末年始に向け労働災害が増加する傾向にあります。労働災害による犠牲者をこれ以上出さないため、本運動を実施し、全ての関係者が連携の上、積極的に労働災害防止対策に取り組み、死亡労働災害の根絶を目指しましょう！

■ 目標 死亡労働災害の根絶

■ 事業者の実施事項 (業種横断的に実施する事項)

- ア 経営トップによる安全衛生への方針表明及び安全意識の高揚
- イ リスクアセスメントの実施
- ウ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- エ 安全作業マニュアルを活用した教育の実施、遵守状況の確認
- オ 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全衛生活動の充実
- カ 交通労働災害防止対策の取組
- キ 転倒災害防止対策（STOP! 転倒災害プロジェクト）の取組
- ク 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の取組
- ケ 年末年始の設備点検、清掃時の安全確認の徹底
- コ 積雪、凍結による災害防止に向けた措置の徹底
- サ 外部機関が行う個別支援の活用、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- シ 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



死亡労働災害発生状況

統計資料 死亡災害速報



「兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言」

— 兵庫緊急死亡労働災害根絶運動の実施にあたって —

働く人の生命と健康はかけがえのないものであり、働くことで生命が脅かされたり、健康を損なうことは本来あってはならないことである。

このため、兵庫労働局では、平成30年度より、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画に取り組み、労働災害防止に努めているところであるが、本年10月に死亡労働災害が多発したことによって、現時点において、既に前年同期の25人を上回る28人の働く人の尊い命が失われる厳しい状況にある。

特に、建設業、製造業を死亡労働災害防止の重点業種とし、高所からの墜落・転落災害防止対策や機械設備によるはきまれ・巻き込まれ災害防止対策について安全措置の徹底をお願いしているところであるが、依然としてこれらの死亡労働災害が多発しているところであり、なかでも建設業における墜落・転落災害は、前年同期を2人も上回る6人となった。

たとえいかなる経済状況下であっても、誰もが安心して健康に働くことが出来る職場を実現するためには、事業者各位の安全衛生に関する強い関与が求められ、働く人の安全と健康を確保するためのコストは必要不可欠であることを正しく理解しなければならない。

全ての関係者がこの意識を共有し、それぞれの立場で責任ある行動を取ることによって、「許容できないリスクがない職場」を広めるとともに、「労働災害による犠牲者をこれ以上出さない」との強い決意をもって、兵庫県下における死亡労働災害の根絶を目指すことを、ここに宣言する。

令和2年11月20日

厚生労働省兵庫労働局

労働局長

荒木祥一

“毎月17日は「安全の日」です”

兵庫労働局（当時：「兵庫労働基準局」以下同じ。）では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以降、建設業や製造業を中心に死亡労働災害が多発したことを踏まえて、平成7年9月13日付で「死亡労働災害多発非常事態」を宣言し、労働災害防止に取り組んできました。

この際、兵庫労働局では、復興への願いを新たに、当時、“毎月17日を「安全の日」”と定め、これを契機に、企業における安全衛生管理活動に対する関心を高め、安全朝礼や安全総点検等を実施し、各事業場で自主的に安全衛生活動に取り組んでいただくこととした経緯があります。